

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）	障 害 福 祉 課
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新（3件）	”
・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	”
・ 一般競争入札の参加者の資格等	物 品 管 理 室
◎ 公 告	自然環境課
・ 希少野生動植物種保存地域の指定の案	医療人材対策室
・ 長崎県准看護師試験の実施	漁業振興課
・ 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	建設企画課
・ 測量の終了	都市政策課
・ 都市計画の案の縦覧	物品管理室
・ 一般競争入札の実施	

告 示

長崎県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定した。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
佐世保駅前メンタルクリニック	佐世保市白南風町1-16	令和5年10月1日

長崎県告示第624号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定した。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日

ウエルネス薬局	長崎市魚の町2-21	令和5年10月1日
---------	------------	-----------

長崎県告示第625号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションPANDA	長崎市橋口町5-6	令和5年10月1日
ロッティ訪問看護ステーション	佐世保市祇園町5-4	令和5年10月1日

長崎県告示第626号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（病院又は診療所）として次のとおり指定を更新した。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
医療法人 淡成会 富永小児科医院	長崎にかき道3-2-6	令和5年10月1日

長崎県告示第627号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
このの薬局	長崎市平和町4-26	令和5年10月1日
株式会社 谷本薬局 高砂店	佐世保市高砂町4-20	令和5年10月1日
株式会社エム.エス.ファーマシー もとしま薬局	佐世保市本島町3-14	令和5年10月1日
株式会社エム.エス.ファーマシー ひらど中央薬局	平戸市草積町宇石原田前1166-1	令和5年10月1日
株式会社エム.エス.ファーマシー 川棚中央薬局	東彼杵郡川棚町下組郷389-6	令和5年10月1日
須山薬局	長崎市川口町7-4シアーズ川口1F	令和5年10月11日
こはく堂薬局	諫早市東小路町10-16	令和5年10月1日

長崎県告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（指定訪問看護事業者等）として次のとおり指定を更新した。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
ニチイケアセンター長崎 訪問看護ステーション	長崎市桜馬場1-2-4グリーンビル3F	令和5年10月1日

長崎県告示第629号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	長崎市滑石3-25-20-101	令和5年9月10日
旧	こはる薬局	長崎市滑石3-20-10-101	
新	変更なし	大村市宮小路1-213-10	令和5年1月1日
旧	訪問看護ステーション ケアシステムサポートゆかり	大村市大川田町880-2	

長崎県告示第630号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

- ① 5入札第88号 教職員事務用パソコン（長崎・西海地区） 118台
- ② 5入札第89号 教職員事務用パソコン（県央・県北地区） 143台
- ③ 5入札第90号 教職員事務用パソコン（五島地区） 124台

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (4) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

- (5) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (7) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年10月24日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
- ア 登記簿謄本
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日とする）を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当す

る場合は、その翌日（休日を除く。）以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のホからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

希少野生動植物種保存地域の指定の案（公告）

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例（平成20年長崎県条例第15号。以下「条例」という。）第51条第1項の規定に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を行うため、同条第2項において準用する条例第44条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、条例第51条第2項において準用する条例第44条第3項の規定に基づき、当該希少野生動植物種保存地域の指定区域に係る住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、長崎県知事に意見書を提出することができる。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

[希少野生動植物種保存地域]

1 希少野生動植物種保存地域の指定区域

希少野生動植物種の名称（種名 [科名]）	希少野生動植物種保存地域の指定区域
<両生類>	
ツシマサンショウウオ [サンショウウオ科]	対馬市

2 縦覧期間

令和5年10月10日から10月24日まで

3 希少野生動植物種保存地域の指定の案の縦覧場所

長崎県県民生活環境部自然環境課

同 長崎振興局管理部総務課

同 県央振興局管理部総務課

同 島原振興局管理部総務課

同 県北振興局管理部総務課

同 五島振興局管理部総務課

同 杵岐振興局管理部総務課
同 対馬振興局管理部総務課
対馬市農林水産部自然共生課

長崎県准看護師試験の実施（公告）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により令和5年度長崎県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 試験日時

令和6年2月14日（水）午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

- (1) ながさき看護センター（諫早市永昌町23番6号）
(2) 長崎県立五島高等学校（五島市池田町1番1号）

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6年3月までに修業する見込みの者を含む。）
(5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
(6) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
(7) 保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、長崎県知事が適当と認めたもの

5 試験方法

四肢択一式による筆記試験

6 受験手続

(1) 受験願書の請求

ア 請求先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班

イ 請求方法

直接来庁し請求する場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで

郵送で請求の場合は、封書の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、返信用封筒を同封すること。返信用封筒は角形2号（縦33.2cm×横24.0cm）とし、住所及び氏名を明記の上、120円切手を貼付すること。

(2) 受験願書の提出

ア 提出先

受験願書の請求先と同一

イ 郵送の場合は「准看護師試験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便で送ること。

なお、郵送、持参に関わらず「簡易書留」と記載した返信用封筒を提出すること。返信用封筒は長形3号(縦23.5cm×横12.0cm)とし、住所及び氏名を明記の上、434円切手を貼付すること。

(3) 願書受付期間

令和6年1月4日(木)から令和6年1月11日(木)までとする。

郵送の場合は令和6年1月11日(木)の消印まで有効とする。

(4) 提出書類

ア 受験願書

受験願書の「受験資格証明書」欄に、学校養成所長の証明を受けること。

写真(出願前6か月以内に脱帽正面上半身を撮影した縦6cm×横4cmのものを受験願書に貼付すること。)

受験願書入力用紙

イ 受験手数料

6,900円(受験願書に長崎県収入証紙を貼付し、消印しないこと。)

県外の受験者で長崎県収入証紙が入手困難な場合は、郵便局が発行する定額小為替証書を同封すること。

受験願書受理後の受験手数料は返還しない。

(5) 受験票の交付

受験票は令和6年2月1日(木)までに郵送により交付する。

なお、同日までに届かないときは、下記の「10 問い合わせ先」へ問い合わせること。

7 合格発表

令和6年3月13日(水)午前10時 長崎県庁行政棟1階エントランスホールに掲示し、長崎県公式ウェブサイトにも掲載する。合格者には、合格証書を交付する。なお、電話による問い合わせには応じない。

8 試験結果の開示

この試験の結果は、個人情報の保護に関する法律第69条第1項の規定に基づき、以下の要領で、口頭で開示を請求することができる。

(1) 開示の対象とする内容

総得点及び科目別得点

(2) 開示できる者

受験生本人に限る。

(3) 開示期間

合格発表の日から1か月間の午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(4) 開示請求方法

開示希望者は、下記のいずれかの書類を長崎県福祉保健部医療人材対策室へ持参すること。

なお、キによる場合は、事前に長崎県福祉保健部医療人材対策室あて問い合わせること。

ア 運転免許証

イ 日本国旅券

ウ 学生証又は社員証

エ 各種健康保険の被保険者証

オ 各種年金手帳

カ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

キ アからカまでに掲げる書類を所有しない場合に、本人であることを証明するに足ると長崎県福祉保健部医療人材対策室長が認める書類

9 その他

(1) 受験願書の提出の際、修業見込証明又は卒業見込証明で受験した者については、令和6年3月7日(木)午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること(必着)。

(2) 上記(1)の提出期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない者は、学校養成所長による卒業予定日を明示した遅延を証する書類を令和6年3月7日(木)午後5時までに提出すること(必着)。

その者における修業証明書又は卒業証明書の提出期限は、令和6年3月12日（火）正午までとする（必着）。

- (3) 上記(1)及び(2)の書類提出先は、受験願書の提出先と同一とする。また、上記(1)及び(2)に該当する者については、それぞれの提出期限までに修業証明書又は卒業証明書の提出がない場合は、当該受験は無効とする。
- (4) 災害の発生等によって試験の時間等に変更が生じた場合は、長崎県公報及び長崎県公式ウェブサイトに掲載する。

10 問い合わせ先

長崎県福祉保健部医療人材対策室看護師確保推進班
電話 095-895-2423

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県南島原市布津町乙982番地第2
田浦 秀臣
長崎県南島原市布津町丙1646番地7
須賀 積
- (2) 加入区
布津町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
布津町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県南島原市布津町乙1642番地7
布津町漁業協同組合

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、諫早市長から公共測量（空中写真測量、写真地図作成、数値地形図修正レベル1000、2500、数値地形図作成レベル1000、2500）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市全域	令和5年3月19日

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和5年10月10日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 都市計画の種類
長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）都市高速鉄道 1号九州旅客鉄道株式会社長崎本線
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分 長崎県長崎市幸町
- 3 縦覧場所
長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎市役所
- 4 縦覧期間
公告の日から2週間

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年10月10日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量

① 5入札第88号	教職員事務用パソコン（長崎・西海地区）	118台
② 5入札第89号	教職員事務用パソコン（県央・県北地区）	143台
③ 5入札第90号	教職員事務用パソコン（五島地区）	124台
 - (2) 購入物品の特質等
仕様書による。
 - (3) 納入期限
令和6年3月22日
 - (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
 - (5) 入札の方法
前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を

記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和5年10月24日17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上 (<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>) において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年11月21日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和5年11月10日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和5年11月22日10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和5年11月21日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便のいずれかの方法により上記受領期限内必着のこと。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①Faculty staff office computers (Nagasaki・Saikai area), 118 units
 - ②Faculty staff office computers (Kenou・Kenhoku area), 143 units
 - ③Faculty staff office computers (Goto area), 124 units
- (2) Delivery period:
March 22, 2024

- (3) Delivery place:
- ①Prefectural high schools, Prefectural junior high school and Prefectural special needs schools in Nagasaki・Saikai area
 - ②Prefectural high schools, Prefectural junior high school and Prefectural special needs schools in Kenou・Kenhoku area
 - ③Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Goto area
- (4) Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. November 21, 2023
- (5) Date and time for the opening of tenders:
10:00 a.m. November 22, 2023
- (6) Point of Contact:
Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-895-2881

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一一
二一一
四一一

印刷所
長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺田宏
イト
印刷